

## 長野県高等学校体育連盟ソフトテニス専門部運営要項

### 1 組織並びに目的

- (1) 本専門部は長野県高等学校体育連盟ソフトテニス専門部（以下専門部）と称する。
- (2) 専門部は長野県内の高等学校のソフトテニスに関わる顧問をもって会員とする。また、各地区（北信・東信・南信・中信）に専門部を置く。
- (3) 専門部は長野県内のソフトテニスに関わる生徒に対し、正しい方向性と有益な情報を提示するとともに、教育的な指導をすることを目的とする。
- (4) 専門部は前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。
  - ア 学校ソフトテニス部活動に関する活動方針の確立の援助。
  - イ ソフトテニスに関する各方面との連絡・調整。
  - ウ ソフトテニスに関する研修会・講習会の開催。
  - エ 高体連主催大会および主管大会の運営、またそのために必要な事項。
- (5) 専門部は、長野県高等学校体育連盟の趣旨に沿うとともに、その所属する専門部と協調することを原則とする。また、常に長野県ソフトテニス連盟と協力し緊密な関係を保つこととする。

### 2 組織役員

- (1) 専門部は事業を円滑に行うために、次の役員を置く。

部長（1）、委員長（1）、副委員長（若干名）、各地区専門委員（若干名）、会計（2名）、監査（2名）、各部々長。
- (2) 部長は学校長とし、専門部を代表して統括し、総務会においては議長を務める。
- (3) 専門委員長は、副委員長の互選で選出し、専門部を代表して会務を執行する。
- (4) 副委員長若干名については各地区委員長がこれにあたり、他に1名広報担当者をおく。
- (5) 監査は、正副委員長会で推薦し、会計監査にあたる。
- (6) 部会は、総務・競技・審判・強化・HP（広報）・特別委員会を置く。部会には、各地区より1～2名選出する。
- (7) 役員任期は2カ年とするが、再任を妨げない。

### 3 会議

- (1) 本専門部は次項の議決機関をもつ。
  - ア 全県顧問総会
  - イ 正副委員長会
  - ウ 専門委員会
- (2) 全県顧問総会を最高の議決機関とするが、招集が困難な場合はイの委員会をもって議決することも可能とする。但し、全県顧問総会には必ず報告・承認を得ることとする。
- (3) 正副委員長会は本専門部の以下の次項について協議する。
  - ア 各地区顧問会から提出された次項
  - イ 緊急事項の処理

ウ 各種原案の作成・企画

(4) 各部会は次の次項を執行する。

ア 競技部

・県総体・県新人大会・県選抜大会・県シングルス大会のプログラムの作成および前記大会の競技運営全般を各部と連携して統括する。また、県連盟より依頼のある大会のドロー作成を行う。

・プログラム作成については、プログラム作成要項によることとする。

イ 審判部

・審判資格の取得をはかるとともに、審判技術の向上を指導する。他連盟より審判の派遣依頼があった場合、派遣審判員の依頼調整を行う。

ウ 強化部

・生徒のソフトテニス技術向上のため、各種事業の計画・運営を行う。

・県連盟と協調し、生徒の競技力向上に努める。

エ HP（広報）

・県専門部 HP の運営・管理業務を行う。また、必要に応じて生徒の活動状況並びに、各種大会の正確な情報を発信する。

オ 特別委員会

・委員長によって諮問された次項について、研修・施行・管理を行う。

#### 4 会計

(1) 本専門部の経費は、長野県高等学校体育連盟運営費、各種事業費を以て是に充てる

(2) 会計年度は毎年3月1日に始まり、翌年2月末日を以て終わる。

(3) 全県顧問総会には中間報告をしなくてはならない。また、その前に会計監査を受けることを常とする。

#### 5 その他

(1) ここに定めること以外の事柄が発生した場合は、部長と相談の上、教育的配慮を持ち、生徒にとって有益となるよう運営にあたる。

附則 本規約は、令和5年4月1日より実施する。